

告示第501号

令和6年4月12日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和6年度次世代のデジタル活用人材育成プロジェクト業務委託企画提案競技参加者の資格について（告示）

令和6年度次世代のデジタル活用人材育成プロジェクト委託企画提案競技に参加する者の資格を、次のとおり定めたので告示します。

記

1 業務の概要

デジタル技術を活用し、地域の社会課題等の解決や魅力向上を図ることができる次世代のデジタル活用人材を育成するため、若年層を対象に実践型の講座等を開催するとともに、フィールドワーク等を通して地域の社会課題等に向き合い、その解決策を探ることで、若者の地域との関わりを促進し、地元定着を図るものである。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、一事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 告示日において、納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和元年度以降において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体において、デジタル人材育成関連事業（ITやDXに関する伴走型人材育成、起業家育成、リテラシー向上研修など）の受注実績があること。

3 参加申込書受付要領

(1) 受付期間

告示日から令和6年4月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

別に定める「令和6年度次世代のデジタル活用人材育成プロジェクト業務委託企画提案競技実施要領」に定める書類

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局DX推進部デジタル戦略推進課（東別館10階）

電話 099-216-1115

4 その他

令和6年度次世代のデジタル活用人材育成プロジェクト業務委託企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。